

PCB入りの電気設備は 使えなくなりました。

九州管内においては、平成30年3月31日で高濃度PCB含有電気工作物の使用が出来なくなります。
(※特例の場合平成31年3月31日)

変圧器

【対象機器】

変圧器
電力用コンデンサー 等



※特例とは、従来より計画的に処分を進めてきた者で、JESCOとの間で特例処分に適用する処分委託契約を締結した場合。

電力用コンデンサー



経済産業省
九州産業保安監督部

電気設備に関する技術基準を定める省令(抜粋)

第19条

14 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。

附 則

2 この省令の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油(当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限り。)を使用するものについては、別に告示する期限(以下この項において単に「期限」という。)の翌日(期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から一年を経過した日)以後、第十九条第十四項の規定を適用する。

経済産業省告示第二百三十七号(抜粋)

第二条 電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書に規定する別に告示する期限は、次の表の上欄に掲げるポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物が電路に施設されている場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

施設されている場所の所在する区域	期限
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の区域	平成三十年三月三十一日

届出、ご相談窓口

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

九州産業保安監督部 電力安全課 技術係

TEL:092-482-5521

FAX:092-482-5973